

大阪府における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

< 凡例 >



市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域で実施



市街化区域のうちホテル・旅館の建築が可能な地域（第1種住居地域にあっては、床面積3,000㎡以下）において実施



現時点では実施しない地域



対象外地域（保健所設置市）

※諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。

